

4 度土木工事標準積算基準書 新旧表（現行改正）（第2回）（ 5 3月1日）

基準書	土木工事標準積算基準書 II	ページ	IV-7-①-14																																																											
旧（現行）		新（改正）																																																												
<div style="text-align: center;">  <p>(注) 工数の補正は、表3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3.17 付属物の工数の補正</p> <table border="1" data-bbox="293 579 958 719"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。 **：伸縮継手の斜橋による補正は、表3.9 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。 ***：高欄、橋梁用防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。 なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。 (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。 (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価 工場製作における工数単価（直接労務費）は27,800 円とする。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-14</p> </div>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×	<div style="text-align: center;">  <p>(注) 工数の補正は、表3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;">表3.17 付属物の工数の補正</p> <table border="1" data-bbox="1223 579 1888 719"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>重連</th> <th>斜橋</th> <th>曲線橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸縮継手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検査路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。 **：伸縮継手の斜橋による補正は、表3.9 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。 ***：高欄、橋梁用防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。 なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。 (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。 (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価 工場製作における工数単価（直接労務費）は27,800 円とする。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-14</p> <p style="text-align: center; color: red;">令和5年3月1日以降適用の工場製作における工数単価（直接労務費）は 28,700円とする。</p> </div>	種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長	伸縮継手	○*	○**	×	×	×	高欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×	検査路	○*	×	×	×	×	<p>備考</p> <p style="text-align: center;">語句の追記</p>
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																									
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																									
高欄	×	×	○***	×	×																																																									
橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×																																																									
検査路	○*	×	×	×	×																																																									
種別	重連	斜橋	曲線橋	桁高変化	平均支間長																																																									
伸縮継手	○*	○**	×	×	×																																																									
高欄	×	×	○***	×	×																																																									
橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×																																																									
検査路	○*	×	×	×	×																																																									